

(生前贈与の活用) 毎年 110 万円までの贈与には贈与税はかからない

毎年 110 万円までの贈与なら贈与税は発生しないことは大事な知識です。100 万円は「贈与税の暦年課税における基礎控除」というものですが、基本的な知識を解説します。

■110 万円の非課税枠は受贈者毎に適用

贈与税は、一人の人が 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の 110 万円を差し引いた残りの額に対してかかります。残りの額に掛かる税率は、贈与税の累進税率（10%～55%）が適用されます。

各年の受贈額が 110 万円の基礎控除以下であれば、贈与税の申告は必要ありません。そのため、配偶者や子に毎年 110 万円ずつ贈与すれば、贈与をする本人の生存中に財産を減らせ、将来配偶者や子に発生する相続税の負担を減らすことができます。

基礎控除後に残りの額があったとしても、その額が 200 万円以下であれば税率は最低税率である 10%となります。つまり、1 年に 310 万円の生前贈与を行って贈与税を払ったとしても、高い相続税率が適用される財産を持っている人においては、相続税の負担を減らすことはできます。

■現金で渡すと贈与の事実が不明となる

ここで贈与の方法に留意が必要です。単に現金を渡すだけでは贈与をしたのか、貸したのかがはっきりしません。基礎控除額以下の贈与で贈与税の申告をしていなければ、相続の時点において生前中の贈与と認められない可能性があります。そうすると、被相続人からの貸付金とみなされ、想定外の相続税が発生することもあります。

こうした事態を避けるためには、誰から誰に、いつ、いくら贈与をしたかを明らかにする「贈与契約書」を作り、贈与した事実を書類に残すことが望まれます。過去に遡って作成したことを疑われないためには、公証役場で確定日付を受けておくとい良いでしょう。

■受贈者が使えないと名義預金とみなされる

金融機関での振込みにより日付と金額がわかる証拠を残すことも広く行われています。うっかりしがちなのが、例えば親や祖父母が子や孫に知らせず、子や孫名義の預金をして、その預金通帳と印鑑を親・祖父母が管理しているようなケースです。このような場合、受贈者の立場にある子や孫は、その預金の存在を知らず、自分で使える状況にありません。

相続が発生すると、いわゆる「名義預金」として親や祖父母の相続財産とみなされる可能性があります。そのような事態とならないためには、贈与を受けた子や孫名義の預金通帳は本人に管理させ、本人がいつでも使える状況を維持することが必要となります。